

これも税金かかるの？ ～みなし財産～

今回より、相続税計算の流れを具体的にみていきます。

相続税額の計算は、預貯金や不動産等本来の財産に税法独自の財産を加え、借金等の債務を差し引き、相続直前に行われた贈与により取得した財産などを足したものに税率を掛け、それを各相続人に割り振る・・・という流れで進んでいきます（詳しくは後に）。



税法独自の財産をみなし相続財産といい、被相続人が生前持っていたものではないけれど、死亡によって相続人等が取得するので、実質は相続財産と同じという理由から相続財産に加えられます。本来の財産も色々と細かい規定がありますが、今回はみなし相続財産についてみていきましょう。

1. 生命保険金等

被相続人の死亡により支払われた生命保険金や損害保険金で、被相続人が支払った保険料に対応する部分の保険金は、相続財産とみなされます（同じ被相続人の死亡により支払われた保険金でも、保険料の負担が受取人本人なら一時所得（所得税）被相続人でも受取人でもないなら贈与税扱いです）。遺したい人にスムーズかつ少しでも多く遺せるよう、今一度現在加入の保険を見直してはいかがでしょうか？

相続人以外の方が受取人である場合

被相続人が支払った保険料に対応する部分の保険金は、遺贈とみなされ相続税が課されます。受取人が相続人である要件を満たさないため、非課税の適用はありません（NO.7 参照）。

相続人である場合

前述の通り、みなし相続財産とされます。複数の相続人が保険金を受け取ったのであれば、各自その保険金の割合に応じて非課税の適用を受けることができます。受取人である相続人が独占できる財産ではあるものの、保険金額が巨額で相続人間で著しく不公平となる場合には、その解消のために相続財産の一部を先にもらったという前提で財産分けがなされることがあります（特別受益）。

因みに相続放棄をしても保険金を受け取ることはできます（放棄は民法上の財産が対象で、保険金は民法上の財産ではないため）。ただし非課税の適用はありません。

2. 退職手当金等

被相続人の死亡により支払われた被相続人に対する退職手当金・功労金等（金銭・物品、一時金・年金にかかわらず）で、死亡後3年以内に支給が確定したものは相続財産とみなされます。非課税枠については生命保険と同じ計算でした。相続開始時に支給期の到来していない未払給与はみなし相続財産ではなく、本来の相続財産となります。



3. 契約に関する権利他

掛け捨てではない生命保険契約は、解約すると返戻金が支払われます。この返戻金を取得する権利のうち、被相続人が支払った保険料に対応する部分は、相続財産とみなされます（生命保険契約に関する権利）。

また個人年金等の定期金についても同様で、被相続人が払い込んだ保険料に払い込み期間の長さの事情も考慮して、相続財産とみなされる金額が決まります。

その他債務免除・債務引受・低額譲渡等、被相続人の死亡により利益を受けた場合もみなし相続財産に含まれ、相続税がかかってしまいます。

本文中、『相続人間』を思わず『そうぞくにんげん』と読んでしまった方いませんか？・・・ペム！？